

# パートナーズ 会報誌

vol.  
**35**

2023.8

残暑お見舞い申し上げます

税務情報

**児童手当と扶養控除**

税務情報

**通勤手当とインボイス**

法務情報

**敷地内に放置された自動車、  
どうしたらよい？**

経営情報

**中小企業経営者の4割が取り組む  
リスキリング**

IT情報

**デジタルツールの活用状況**



税理士法人パートナーズ高知事務所 事務所移転と所長交代のご案内

# 残暑お見舞い申し上げます

立秋が過ぎ、暦のうえでは秋となりました。依然、暑い日が続く今日この頃、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。今年の夏は特に厚く、中四国地方でも猛暑日を記録する日があり、体温より高い気温も珍しくない気候になっています。残暑とは言え暑い日がまだまだ続きますので水分補給、栄養補給、適度な休息を心掛け元気にお過ごし頂きたいと思っております。

さて、早いもので今年も残すところあと4ヶ月となりました。弊社は毎年9月辺りから年末から年度末までの繁忙期の準備に取り掛かっております。9月と言いましても、まだまだ暑い時期ですが、その頃から真冬の時期の準備をしております。あらためて1年の経過が早いものだと痛感致します。コロナウイルスについての規制、制限もなくなり、だいぶマスクなしでも外出がしやすい社会情勢となりました。ただ、ウイルス自体は消滅しているわけではありませんので、引き続き最低限のマナーを守り、残り4ヶ月も元気に過ごし、1年を終えたいものです。年末年始からは確定申告でお世話になりますお客様もいらっしゃるかと思いますので、その際は何卒、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様におかれましては、平穏な日々を送られますよう、また、お悩みやご相談に、頼りになるパートナーとなれるよう、日々業務に邁進して参りますので、今後とも何卒、宜しくお願い致します。

税理士法人パートナーズ 社員一同

## 税理士法人パートナーズ高知事務所 事務所移転と所長交代のご挨拶

はじめまして。令和5年5月より高知事務所の代表社員として所長に就任しました明神美来と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私自身、国税の職場に28年余り勤務し、法人税（源泉所得税、法人税内部事務、相談事務、調査）及び酒税（酒類製造業、酒類卸売業、酒類小売業の調査、行政指導）等に従事しておりました。令和元年7月に退職し、同11月に明神美来税理士事務所の開業を経て、この度、税理士法人パートナーズ高知事務所所長に就かせて頂くことになり

ました。

国税の職場にいた際に培ったスキルを活かし、様々な観点から事業主の皆様のご相談にお答えし、お力になれるよう尽力したいと思っております。

税理士法人パートナーズ  
高知事務所  
代表社員 税理士

みょうじん みき

明神 美来



# 児童手当と扶養控除

6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」には2030年（令和12年）に向けた具体的な施策が掲げられています。ここに記載されている児童手当の拡充と扶養控除について確認します。

## 児童手当の拡充

今後3年間の集中的な取組として掲げられた「加速化プラン」の具体的な施策として、児童手当の拡充があります。現在との比較を表にすると、次のとおりです。

### 【児童手当】

（単位：万円、月額）

		現在	拡充案
0～2歳	第1、2子	1.5	1.5
	第3子以降		3
3歳～小学生	第1、2子	1	1
	第3子以降	1.5	3
中学生	第1、2子	1	1
	第3子以降		3
高校生*	第1、2子	—	1
	第3子以降		3
所得制限		あり	なし

※ … 拡充される部分  
 (※)18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者

現在、主たる生計者の年収が一定額以上になると、支給額が減額または支給対象外となる所得制限について、これを撤廃して全員に減額なく給付することとし、支給期間について上表のとおり高校生まで延長する拡充案が示されています。

また、子が3人以上の世帯への経済的支援として、第3子以降の児童手当を3万円へ増額する案も掲げられています。

## 扶養控除との関係

この支給期間の延長に対して、次の一文が脚注に記載されています。

その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する

これは、こども手当（現在の児童手当）の創設に伴い、年少扶養親族（0～15歳）に対する扶養控除が平成22年度税制改正で廃止されたことを思い起こさせます。また、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたのも同時期です。

これらが廃止されたことで一定の子育て世帯の負担増が問題視されていますが、同等の見直しが検討されようとしています。

### 【扶養控除（現在）】

（単位：万円）

扶養親族の年齢 (その年の12月31日 現在の年齢)	控除額	
	所得税	住民税
0～15歳	—	—
16～18歳	38	33
19～22歳	63	45
23～69歳	38	33
70歳以上	48 (58)	38 (45)

( )内は同居老親等の場合の控除額

児童手当の拡充は、令和6年度中の実施が検討されるようですので、令和6年度税制改正で扶養控除が見直される可能性があります。



# 通勤手当とインボイス

従業員へ支給する通勤手当。インボイス制度がスタートすると、どう処理をするのでしょうか。会社が消費税の課税事業者で一般課税であれば、納付すべき消費税額を計算しています。そのためインボイス制度がスタートすると、仕入税額控除を適用するために適格請求書等（以下、インボイス）の交付を受けて保存しなければなりません。

会社が従業員等に対して毎月の給与に加算して、通勤手当を支給していた場合、この通勤手当に係る消費税は、現状、全額課税仕入れとして取扱います。インボイス制度開始後も課税仕入れとするためには、インボイスの交付を受ける必要があると思いますが、従業員等からは難しいと思います。どうしたらよいのでしょうか？

## 通勤手当に係る税の取扱い

給与に加算をして支給する通勤手当に係る税の取扱いは、次のとおりです。

### (1) 所得税の取扱い

給与に加算して支給する場合、一定額まで所得税が非課税となります。

### (2) 消費税の取扱い

通勤手当のうち“通勤に通常必要と認められる部分の金額”は、課税仕入れとして取扱います。この場合の「通勤に通常必要と認められる部分」とは、所得税が非課税となる一定額かは問われていません。通勤をするために通常必要であれば、たとえ一定額を超えたとしても、課税仕入れとして取扱います。

## 通勤手当と仕入税額控除

通勤手当については、ご懸念のとおりインボイスの交付を受けることが困難です。このような交付を受けることが困難な一定の取引については、**インボイスの保存は不要で、一定の事項を記載した**

**帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。**

通勤手当における一定の記載事項は、次のとおりです。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ① 相手方の氏名又は名称    | } 通常必要な記載事項 (①～④) |
| ② 取引年月日         |                   |
| ③ 取引の内容         |                   |
| ④ 支払対価の額        |                   |
| ⑤ 出張旅費等特例に該当する旨 |                   |

通常必要な記載事項に加えて記載することとなる「出張旅費等特例」とは、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）を指します。この出張旅費等は、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引です。

このように通勤手当に係る消費税の取扱いは、基本的には従来どおりと考えて問題ありませんが、帳簿に「出張旅費等特例」などと該当する旨の記載を忘れないようにしましょう。

# 敷地内に放置された自動車、 どうしたらよい？

所有地内に見知らぬ車が放置されていたら……。  
対処方法を Q&A 形式で確認します。

## Q.

数日前から、会社の駐車場に所有者不明の自動車が停められています。気味が悪いですし、駐車場も使えず困っています。

どうしたらよいのでしょうか？

まず、ご自身の判断で放置車両を移動・撤去することはお止めください。車両所有者から損害賠償請求を受けるリスクが生じます。対処するための手続きをご案内します。

## まずは張り紙と警察への相談

まず張り紙等の方法で、所有者に任意の移動・撤去を求めます。

他方で、盗難車である可能性もありますので、警察へ相談し、盗難車としての登録がないか確認してもらいましょう。盗難車であることが判明した場合、対応は警察に任せることになります(多くの場合、警察署にレッカー移動され、撤去されます)。

## 所有者を調べ、撤去を促す

盗難車としての登録がなかった場合は、運輸支局への照会や弁護士照会により所有者を調査し、判明した所有者に対し、車両撤去を求めることになります。

協議によっても撤去されない場合には、車両所有者に対して、土地明渡請求と賃料相当額の損害賠償請求を提起することになります。相手方の所在が分からなければ公示送達等を活用することも考えられます。

## それでも撤去されなければ

勝訴した後、それでもなお、車両の移動・撤去が行われない場合には、強制執行手続を申し立てます。その一つの方法として、当該車両を競売にかけ、上述の「損害賠償金」を回収する方法が考えられます。この競売で当該車両を第三者に落札してもらうか、自身が落札するかの方法により、車両の所有権を移転し、撤去することになります。

車両が無価値の場合、競売は実施できないため、不動産明渡執行により車両を撤去することになります。この場合、車両の廃棄は申立人自身が行わなければならないりません。

## 所有者がわからない場合は？

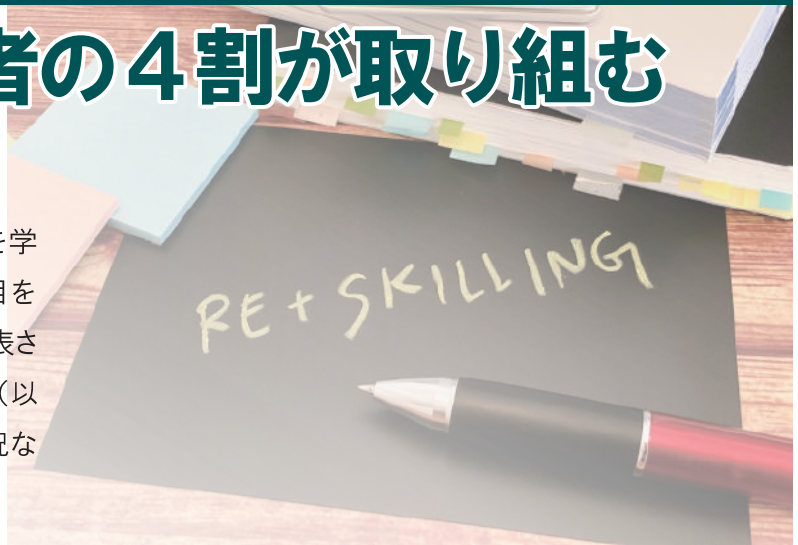
所有者が判明しない場合は、無主物の取得(民法第239条)により、当該車両をご自身で取得したものとした上で、撤去・廃棄する方法があります。

以上が大まかな流れとなります。

放置車両の移動・撤去には、多大な時間や費用の負担が生じることがあります。そのため、日頃から放置されないようにしておくことが大切です。防犯カメラやフェンスを設置する、敷地内をこまめに清掃するなど、適切な管理を継続することが、一番の対策になります。

# 中小企業経営者の4割が取り組む リスキリング

業務で必要となる新しい知識や技術を学ぶことを意味する、“リスキリング”が注目を集めています。ここでは、今年4月に発表された中小企業白書から、中小企業経営者（以下、経営者）のリスキリングへの取組状況などをみていきます。



## 4割が取組中と回答

上記白書から、リスキリングに取り組んでいる経営者の割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】リスキリングへの取組状況 (%)

取り組んでいる	44.6
取り組んでいないが、数年のうちに取り組みたい	39.3
取り組んでおらず、今後も取り組む意向はない	16.1

中小企業庁「2023年版中小企業白書」より作成

リスキリングに取り組んでいる経営者は、44.6%となりました。反対に、今後も取り組む意向はないとする割合は16.1%にとどまっています。数年のうちに取り組みたいとする割合も含めて、8割以上の経営者がリスキリングに前向きであることがうかがえます。

## 書籍やセミナー受講が中心

次に、リスキリングに取り組んでいる経営者の具体的な取組内容をまとめると、表2のとおりです。

書籍・セミナー受講等による知識の収集が75.2%、次いで、社外での勉強会への参加が57.4%となりました。経営者のリスキリングは、外部からの知識の収集が中心的な取組となっています。

【表2】リスキリングの取組内容（複数回答、%）

書籍・セミナー受講等による知識の収集	75.2
社外での勉強会への参加	57.4
新しいツール・設備の導入やプロジェクトを通じた学習と実践機会の確保	35.3
新しいスキルに関する資格取得	27.2
社内での勉強会への参加	26.5
大学での講座受講・学位取得	2.4
その他	2.5

中小企業庁「2023年版中小企業白書」より作成

## 業績の向上にも寄与

白書によると、経営者がリスキリングに取り組んでいる企業の方が、取り組んでいない企業に比べて売上高増加率の水準が高くなっているということです。

また、経営者がリスキリングに取り組んでいる企業の方が、取り組んでいない企業よりも、従業員に対してリスキリングの機会を提供している割合が高いという結果も出ています。こうした取組が業績の向上にも寄与していることがうかがえます。

リスキリングへの取組に関連した助成金が創設されるなど、国もリスキリングを推進しています。従業員はもちろん、経営者もリスキリングに取り組む価値があるようです。

※中小企業庁「2023年版中小企業白書」

ここで紹介したデータは、白書 221～227 ページで紹介された調査結果（回答数 2,709）によるものです。ここでのリスキリングは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要とされるスキルを獲得することをいいます。詳細は次の URL のページから確認いただけます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2023/PDF/chusho.html>



# デジタルツールの活用状況

コロナ禍でテレワークを導入する企業が増えました。それに伴い、様々なデジタルツールの導入が進みました。ここでは、今年3月に発表された調査結果から、企業におけるデジタルツールの活用状況をみていきます。



## 3割以上の企業が活用中

上記調査結果から、企業規模別にデジタルツールの活用状況をまとめると、表1のとおりです。

【表1】 デジタルツールの活用状況 (%)

	活用している	活用していない
1~19人	31.2	68.8
20~99人	43.1	56.9
100~299人	53.1	46.9
300~999人	60.0	40.0
1,000人以上	65.1	34.9

国土交通省「令和4年度のテレワーク人口実態調査 調査結果」より作成

デジタルツールを活用している割合は、1~19人規模では3割程度ですが、規模が大きくなるにつれて高くなり、100人以上の規模になると、50%を超えています。

## 進む Web 会議ツールの活用

次に、デジタルツールの種類別の活用状況をまとめると、表2のとおりです。すべての企業規模で、「Web 会議ツール」の活用割合が最も高くなりました。1000人以上では50%を、100~299人と300~999人で40%を超えています。次いですべての規模で、「チャット、SNS」、「業務用スマートフォン、タブレット端末」の順で高い状況です。「勤怠管理ツール、グループウェア」は100人以上の規模で10%を超えています。99人以下の規模では1桁台となり、ファイル共有ツールより活用割合が低くなっています。

自社に適したデジタルツールを活用し、さらなる生産性向上に努めてはいかがでしょうか。

【表2】 企業規模・ツール別のデジタルツール活用状況 (複数回答、%)

	1~19人	20~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上
Web会議ツール (Zoom等)	18.8	30.3	40.1	46.3	50.2
チャット (Teams等)、SNS (LINE等)	12.0	17.5	23.4	26.0	34.8
業務用スマートフォン、タブレット端末	6.9	11.2	15.0	17.5	21.9
勤怠管理ツール、グループウェア	3.7	7.8	13.6	16.6	19.5
ファイル共有ツール	6.6	9.4	11.0	13.4	17.3
電子決裁ツール	2.3	4.2	7.4	10.3	15.4
プレゼンス (在席状況)管理ツール	1.0	1.3	1.6	2.4	3.1
メタバース、アバター等	0.8	1.1	1.6	1.6	1.9
その他	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3

国土交通省「令和4年度のテレワーク人口実態調査 調査結果」より作成

※国土交通省「令和4年度テレワーク人口実態調査」

今年3月末に発表された、全国の就業者約4万人を対象にした調査です。ここでのデータは、民間会社、官公庁、その他の法人・団体の正社員・職員、及び派遣社員・職員、契約社員・職員、嘱託、パート、アルバイトを本業としていると回答した人約3.6万人が、勤務先のデジタルツールの活用状況を回答したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。 [https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/telework\\_index.htm](https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/telework_index.htm)

法人関連の税務情報をお送りします

# パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、法人向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



## 特典①

### 会報誌の発行

法人向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

## 特典②

### 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

## 特典③

### 税制改正・判決事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

## 税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446  
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885  
福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目31番8-1 TEL 084-999-0550  
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169  
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111  
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441  
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554  
高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目6番3号Four\*seasons 2A TEL 088-856-7360  
沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里3-10-17-2F TEL 090-5084-9122